

# 結果の概要

## I 地方更生保護委員会

### 1 仮釈放等審理等の開始及び終了

#### (1) 審理の開始人員（I 地方更生保護委員会（以下記載を省略。）の2表参照）

令和3年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の人員の総数（移送を除く。）は15,885人である。このうち、当年開始人員は13,584人、前年繰越人員（前年末現在審理中人員）は2,301人、仮釈放等審理等の人員総数に占める比率は、当年開始人員が85.5%（小数第2位を四捨五入して算出した。以下同じ。）、前年繰越人員が14.5%となっている。

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第1表のとおりであり、仮釈放審理及び少年院仮退院審理ともに減少傾向にある。

第1表 仮釈放等審理等の開始人員の推移

種別		平成21年	22	23	24	25	26	27
人	総数	20,556	20,080	19,703	19,787	18,981	18,083	17,988
	仮釈放	16,557	16,184	16,094	16,310	15,594	14,967	15,118
	うち、一部猶予	…	…	…	…	…	…	…
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	3,999	3,895	3,608	3,476	3,387	3,115	2,870
	うち、SE・SA対象者	1,181	1,018	936	907	788	695	648
	少年院退院	-	1	-	-	-	-	-
婦人補導院仮退院	-	-	1	1	-	1	-	
指数	総数	100	98	96	96	92	88	88
	仮釈放	100	98	97	99	94	90	91
	少年院仮退院	100	97	90	87	85	78	72
	うち、SE・SA対象者	100	86	79	77	67	59	55

  

種別		28	29	30	令和元年	2	3	構成比(%)
人	総数	17,059	16,709	15,198	15,093	13,732	13,584	100.0
	仮釈放	14,351	14,289	13,053	13,086	11,995	12,091	89.0
	うち、一部猶予	5	548	1,186	1,287	1,226	1,180	8.7
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	2,708	2,419	2,145	2,006	1,737	1,492	11.0
	うち、SE・SA対象者	499	407	380	327	254	182	1.3
	少年院退院	-	-	-	1	-	1	0.0
婦人補導院仮退院	-	1	-	-	-	-	-	
指数	総数	83	81	74	73	67	66	…
	仮釈放	87	86	79	79	72	73	…
	少年院仮退院	68	60	54	50	43	37	…
	うち、SE・SA対象者	42	34	32	28	22	15	…

- (注) 1 指数は小数第1位を、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入して算出した(以下同じ)。  
 2 矯正施設の長からの申出によらない審理の開始人員については、本表に含めて計上した。  
 3 2表参照

#### (2) 審理の終結人員（2表参照）

令和3年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の終結人員総数（移送を除く。）は13,576人であり、前年に比べ282人減少している。その内訳は第2表のとおりであり、審理の終結事由別に見ると、仮釈放等を許す旨の決定（表においては「許可」と表示。以下「許可決定」

という。)を受けた人員は 12,638 人(終結人員総数の 93.1%)、許可しない旨の判断がされた人員は 933 人(同 6.9%)、うち矯正施設の長からの申出の取下げがあった人員は 495 人(同 3.6%)となっている。

また、「許可」と「許可しない」人員の合計に対する「許可しない(取下げなし)」人員の比率は 3.2%となっている。

第 2 表 仮釈放等審理等の終結人員

種 別	総 数	許 可	許可しない (取下げなし)	許可しない (取下げあり)	その他	「許可しない(取下げなし)」人員の比率 (%)	
人	総 数	13,576	12,638	438	495	5	3.2
	仮釈放	12,041	11,113	437	486	5	3.6
	うち、一部猶予	1,175	1,120	8	47	-	0.7
	仮出場	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	1,534	1,524	1	9	-	0.1
	うち、SE・SA対象者	185	184	-	1	-	-
員	少年院退院	1	1	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-
構	総 数	100.0	93.1	3.2	3.6	0.0	...
成	仮釈放	100.0	92.3	3.6	4.0	0.0	...
比	うち、一部猶予	100.0	95.3	0.7	4.0	-	...
	仮出場	-	-	-	-	-	...
(%)	少年院仮退院	100.0	99.3	0.1	0.6	-	...
(%)	うち、SE・SA対象者	100.0	99.5	-	0.5	-	...

(注) 1 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、従来の「棄却率」に該当する。許可しない(取下げなし)人員 / (許可人員 + 許可しない人員) × 100 により算出した。

2 2 表参照

(3) 許可決定人員の状況 (2 表参照)

仮釈放等審理等の終結人員のうち、最近 6 年間の種別ごとの許可決定人員の推移は、第 3 表のとおりである。許可決定人員総数は減少傾向にある。

第 3 表 仮釈放等審理等の許可決定人員の推移

種 別	平成28年	29	30	令和元年	2	3	構成比(%)	
人	総 数	16,099	15,429	14,450	13,995	12,946	12,638	100.0
	仮釈放	13,397	13,006	12,273	11,976	11,234	11,113	87.9
	うち、一部猶予	-	364	1,085	1,236	1,192	1,120	8.9
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	2,702	2,422	2,177	2,019	1,712	1,524	12.1
	うち、SE・SA対象者	506	413	382	382	257	184	1.5
員	少年院退院	-	-	-	-	-	1	0.0
	婦人補導院仮退院	-	1	-	-	-	-	-
指	総 数	100	96	90	87	80	79	...
	仮釈放	100	97	92	89	84	83	...
	少年院仮退院	100	90	81	75	63	56	...
数	うち、SE・SA対象者	100	82	75	75	51	36	...

(注) 2 表参照

(4) 許可しない(取下げなし)人員の状況 (2 表参照)

仮釈放等審理の終結人員のうち、最近 6 年間の種別ごとの許可しない(取下げなし)人員の推移は、第 4 表のとおりである。許可しない(取下げなし)人員は平成 29 年は前年より増加したが、平成 30 年以降は減少に転じ、令和 3 年に再び増加している。

第4表 仮釈放等審理の許可しない（取下げなし）人員の推移

種別	平成28年	29	30	令和元年	2	3	構成比(%)
人数							
総数	501	597	589	436	416	438	100.0
仮釈放	496	596	587	429	416	437	99.8
うち、一部猶予	-	1	7	3	4	8	1.8
仮出場	-	-	-	-	-	-	-
少年院仮退院	5	1	2	6	-	1	0.2
うち、SE・SA対象者	-	-	-	-	-	-	-
少年院退院	-	-	-	1	-	-	-
婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指数							
総数	100	119	118	87	83	87	...
仮釈放	100	120	118	86	84	88	...
少年院仮退院	100	20	40	120	-	20	...

(注) 2表参照

最近6年間の種別ごとの「許可しない(取下げなし)」人員の比率の推移は、第5表のとおりである。令和3年における「許可しない(取下げなし)」人員の比率は3.2%（前年は3.0%）となっている。

第5表 仮釈放等審理の「許可しない(取下げなし)人員」の比率の推移

種別	平成28年	29	30	令和元年	2	3
総数	2.9	3.6	3.8	2.9	3.0	3.2
仮釈放	3.4	4.2	4.4	3.3	3.4	3.6
うち、一部猶予	-	0.3	0.6	0.2	0.3	0.7
少年院仮退院	0.2	0.0	0.1	0.3	-	0.1
うち、SE・SA対象者	-	-	-	-	-	-
少年院退院	-	-	-	100.0	-	-
婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-

(注) 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、許可しない(取下げなし)人員 / (許可決定人員 + 許可しない決定人員) × 100 により算出した。

(5) 仮釈放許可決定人員の刑の執行状況 (19表、21表参照)

令和3年における仮釈放許可決定人員11,113人のうち、定期刑の執行を受けた者は11,086人であり、これらの執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の割合（以下「刑の執行率」という。）を執行すべき刑期別に示したものが、第6表である。

総数を見ると、刑の執行率70%以上の者の比率が許可決定人員全体の98.6%となっている。

第6表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率

執行すべき刑期	総数	59%以下	60~69%	70~79%	80~89%	90%以上
人数						
総数	11,086	1	149	2,098	4,986	3,852
1年以内	959	1	9	117	470	362
2年以内	3,872	-	47	890	1,936	999
3年以内	3,466	-	52	756	1,557	1,101
5年以内	2,063	-	31	304	857	871
5年を超える	726	-	10	31	166	519
構成比(%)						
総数	100.0	0.0	1.3	18.9	45.0	34.7
1年以内	100.0	0.1	0.9	12.2	49.0	37.7
2年以内	100.0	-	1.2	23.0	50.0	25.8
3年以内	100.0	-	1.5	21.8	44.9	31.8
5年以内	100.0	-	1.5	14.7	41.5	42.2
5年を超える	100.0	-	1.4	4.3	22.9	71.5

(注) 19表参照

定期刑仮釈放許可決定人員についての最近6年間の刑の執行率の構成比の推移は、第7表のとおりである。刑の執行率が比較的低い（69%以下）者の構成比を見ると、極めて低い水準で推移している。

**第7表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率の構成比の推移**

刑の執行率	平成28年	29	30	令和元年	2	3
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59%以下	-	-	-	0.0	0.0	0.0
60～69%	1.2	1.2	1.4	1.8	1.5	1.3
70～79%	17.8	17.9	19.6	18.9	19.0	18.9
80～89%	47.7	45.5	45.9	45.3	44.3	45.0
90%以上	33.4	35.3	33.1	33.9	35.1	34.7

(注) 19表参照

仮釈放許可決定人員のうち、無期刑の執行を受けた者の、最近6年間の受刑在所期間別の推移は、第8表のとおりである。

**第8表 無期刑仮釈放許可決定人員の受刑在所期間別の推移**

年次	総数	10年以内	12年以内	13年以内	14年以内	15年以内	16年以内	17年以内	18年以内	20年以内	20年を超える
平成28年	9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	8
29	12	1	1	-	-	-	-	-	-	-	10
30	12	1	-	-	-	-	1	-	-	-	10
令和元年	16	-	-	-	1	-	-	-	-	-	15
2	14	1	1	1	-	1	-	-	-	-	10
3	8	-	-	-	1	-	-	-	-	-	7

(注) 1 仮釈放を取り消され、再び刑の執行を受けた場合の在所期間は、その取消し後に執行した期間による。

2 21表参照

## 2 審理再開事由等通知の受理及び処理（23表参照）

令和3年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った審理再開事由等通知（仮釈放等の許可決定から当該決定による釈放までの間に、規律違反その他の特別の事情が生じたとき、矯正施設の長等が地方更生保護委員会に通知するもの。）の受理人員総数（前年繰越しを含む。）は535人（前年は414人）であり、その種別ごとの内訳は、仮釈放審理再開事由等通知が503人（同376人）、少年院仮退院審理再開事由等通知が32人（同38人）である。

審理を再開した人員は515人（前年は403人）、審理を再開しなかった人員は16人（同7人）であり、そのうち審理を再開しなかったものの、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めた人員は7人である。

審理再開後の措置について、仮釈放等許可決定を受けた人員は308人、許可しない旨の判断がされた人員は195人である。

## 3 仮釈放の取消し等の審理の開始及び終結（25表参照）

令和3年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放の取消し等の審理（保護観察中の者の行状により、期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の要否等について審理するもの。）の開始人員総数は805人（前年は1,070人）である。これを種別ごとに見ると、仮釈放取消しが379人（開始人員総数の47.1%）、保護観察停止が137人（同17.0%）、保護観察停止解除が46人（同5.7%）、戻し収容が8人（同1.0%）、少年院仮退院中の退院が146人（同18.1%）、保護観察仮解除が84人（同10.4%）となっている。

最近6年間の仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移は、第9表のとおりである。

第9表 仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移

種 別		平成28年	29	30	令和元年	2	3
人 員	総 数	1,745	1,505	1,373	1,137	1,070	805
	仮釈放取消し	633	571	557	449	508	379
	保護観察停止	244	232	207	184	207	137
	保護観察停止解除	114	90	88	79	84	46
	保護観察停止取消し	1	-	-	-	2	2
	不定期刑終了	-	-	-	-	-	-
	戻し収容	13	10	5	12	4	8
	退 院	525	427	367	273	185	146
	保護観察仮解除	211	169	140	131	79	84
	保護観察仮解除取消し	4	6	9	9	1	3
指 数	総 数	100	86	79	65	61	46
	仮釈放取消し	100	90	88	71	80	60
	保護観察停止	100	95	85	75	85	56
	保護観察停止解除	100	79	77	69	74	40
	戻し収容	100	77	38	92	31	62
	退 院	100	81	70	52	35	28
	保護観察仮解除	100	80	66	62	37	40
	保護観察仮解除取消し	100	150	225	225	25	75

(注) 25表参照

また、令和3年における仮釈放の取消し等の審理の終結人員総数は805人であり、前年に比べ25.9% (282人)減少している。終結事由別内訳を見ると、申出等について理由ありとして認められたものが789人(終結人員総数の98.0%)、理由なしとしたものが15人(同1.9%)、その他(申出の取下げ等)が1人(同0.1%)となっている。

## Ⅱ 保護観察所

### 1 保護観察の開始

#### (1) 開始人員の推移（Ⅱ 保護観察所（以下記載を省略。）の3～11表参照）

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第10表のとおりである。

令和3年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の人員の総数（移送を除く。）は52,330人であり、このうち、当年開始人員は25,623人、前年繰越人員（前年から継続して保護観察中の人員）は26,707人である。

種別ごとの開始人員を見ると、1号観察（保護観察処分少年）は9,932人（開始人員の38.8%）、2号観察（少年院仮退院者）は1,560人（同6.1%）、3号観察（仮釈放者）は10,830人（同42.3%）、4号観察（保護観察付執行猶予者）は3,301人（同12.9%）、5号観察（婦人補導院仮退院者）は0人（同0.0%）となっている。また、1号観察のうち、短期保護観察の開始人員は1,105人（1号観察開始人員の11.1%）、交通短期保護観察（以下「交通短期」という。）の開始人員は3,416人（同開始人員の34.4%）となっており、3号観察のうち、一部猶予の開始人員は1,090人（3号観察開始人員の10.1%）、4号観察のうち、一部猶予の開始人員は1,325人（4号観察開始人員の40.1%）となっている。

開始人員総数は減少傾向にあり、令和3年は前年に比べ5.8%（1,581人）減少している。

なお、令和3年における交通短期を除く開始人員22,207人における女子の比率は、11.9%（2,636人）であり、近年10%前後で推移している。

第 10 表 保護観察の開始人員の推移

種 別	平成21年	22	23	24	25	26	27	28	
人	総 数	48,488	47,562	45,199	44,056	42,117	39,995	38,103	35,341
	1号観察	26,094	25,525	23,580	22,557	20,811	19,599	18,202	16,304
	うち、短期	3,665	3,668	3,595	3,295	2,995	2,871	2,480	2,031
	うち、交通短期	9,908	9,485	8,276	7,809	7,327	6,701	6,334	5,981
	2号観察	3,869	3,883	3,601	3,421	3,428	3,122	2,871	2,743
	うち、SE・SA対象者	1,127	1,017	903	896	757	697	601	477
	3号観察	14,854	14,472	14,620	14,700	14,623	13,925	13,570	13,260
	うち、一部猶予	…	…	…	…	…	…	…	-
員	4号観察	3,671	3,682	3,398	3,376	3,255	3,348	3,460	3,034
	うち、一部猶予	…	…	…	…	…	…	…	-
	5号観察	-	-	-	2	-	1	-	-
指	総 数	100	98	93	91	87	82	79	73
	1号観察	100	98	90	86	80	75	70	62
	うち、短期	100	100	98	90	82	78	68	55
	うち、交通短期	100	96	84	79	74	68	64	60
	2号観察	100	100	93	88	89	81	74	71
	うち、SE・SA対象者	100	90	80	80	67	62	53	42
数	3号観察	100	97	98	99	98	94	91	89
	4号観察	100	100	93	92	89	91	94	83

種 別	平成29年	30	令和元年	2	3	構成比 (%)	男	女	
人	総 数	32,538	30,845	29,187	27,204	25,623	100.0	22,987	2,636
	1号観察	14,465	12,945	11,827	10,733	9,932	38.8	9,170	762
	うち、短期	1,839	1,582	1,370	1,335	1,105	4.3	957	148
	うち、交通短期	5,206	4,434	4,026	3,508	3,416	13.3	…	…
	2号観察	2,469	2,146	2,053	1,692	1,560	6.1	1,438	122
	うち、SE・SA対象者	420	362	315	236	176	0.7	167	9
	3号観察	12,760	12,299	11,640	11,195	10,830	42.3	9,566	1,264
	うち、一部猶予	283	992	1,198	1,201	1,090	4.3	925	165
員	4号観察	2,843	3,455	3,667	3,584	3,301	12.9	2,813	488
	うち、一部猶予	248	974	1,419	1,496	1,325	5.2	1,138	187
	5号観察	1	-	-	-	-	-	…	…
指	総 数	67	64	60	56	53	…	…	…
	1号観察	55	50	45	41	38	…	…	…
	うち、短期	50	43	37	36	30	…	…	…
	うち、交通短期	53	45	41	35	34	…	…	…
	2号観察	64	55	53	44	40	…	…	…
	うち、SE・SA対象者	37	32	28	21	16	…	…	…
数	3号観察	86	83	78	75	73	…	…	…
	4号観察	77	94	100	98	90	…	…	…

(注) 1 令和3年の男女の列において、総数及び1号観察の行に、交通短期保護観察対象者は含まれない。

2 3～7表参照

(2) 来日外国人の開始人員 (24表参照)

令和3年における交通短期を除く開始人員のうち、来日外国人の種別ごとの開始人員は、第11表のとおりである。

第 11 表 来日外国人の開始人員

種 別	総 数	1号観察				2号観察			3号観察			4号観察		
		計	一般	交通	短期	計	SE・SA 対象者以外	SE・SA対象者	計	全部実刑	一部猶予	計	一部猶予	全部猶予
開始人員の総数	22,207	6,516	3,778	1,633	1,105	1,560	1,384	176	10,830	9,740	1,090	3,301	1,325	1,976
来日外国人	309	68	43	17	8	28	26	2	198	194	4	15	7	8
来日外国人の割合(%)	1.4%	1.0%	1.1%	1.0%	0.7%	1.8%	1.9%	1.1%	1.8%	2.0%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%

(注) 24表参照

**(3) 罪名・非行名（8～11表参照）**

令和3年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの罪名・非行名別の人員は、第12表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1号観察では多い方から窃盗、道路交通法、傷害、2号観察では窃盗、傷害、強盗、3号観察では窃盗、覚醒剤取締法、詐欺、4号観察では覚醒剤取締法、窃盗、強制わいせつ・強制性交等の順となっている。

**第12表 開始人員の罪名・非行名**

罪名・非行名	1号観察			2号観察			3号観察			4号観察		
	人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)	
総数	6,516	100.0	(100.0)	1,560	100.0	(100.0)	10,830	100.0	(100.0)	3,301	100.0	(100.0)
刑法犯	4,308	66.1	(68.1)	1,238	79.4	(81.4)	6,874	63.5	(62.5)	1,484	45.0	(46.3)
強制わいせつ・強制性交等	182	2.8	(3.4)	89	5.7	(4.3)	310	2.9	(3.1)	167	5.1	(4.0)
殺人	5	0.1	(0.1)	9	0.6	(0.9)	114	1.1	(1.2)	25	0.8	(0.3)
傷害	966	14.8	(14.3)	297	19.0	(20.2)	335	3.1	(3.7)	156	4.7	(5.7)
業務上過失致死傷	477	7.3	(6.1)	30	1.9	(1.3)	181	1.7	(1.9)	46	1.4	(1.2)
窃盗	1,535	23.6	(28.1)	441	28.3	(30.6)	3,701	34.2	(32.4)	677	20.5	(22.1)
強盗	39	0.6	(1.0)	120	7.7	(4.7)	329	3.0	(3.2)	38	1.2	(1.2)
詐欺	295	4.5	(2.9)	114	7.3	(9.0)	1,293	11.9	(11.6)	87	2.6	(3.0)
恐喝	181	2.8	(2.4)	55	3.5	(4.6)	50	0.5	(0.5)	22	0.7	(0.3)
暴力行為等処罰に関する法律	42	0.6	(0.6)	7	0.4	(0.2)	21	0.2	(0.2)	9	0.3	(0.6)
その他	586	9.0	(9.3)	76	4.9	(5.7)	540	5.0	(4.6)	257	7.8	(7.9)
特別法犯	2,145	32.9	(31.1)	275	17.6	(15.4)	3,956	36.5	(37.5)	1,817	55.0	(53.7)
覚醒剤取締法	25	0.4	(0.2)	43	2.8	(2.4)	3,170	29.3	(30.3)	1,458	44.2	(44.8)
道路交通法	1,171	18.0	(17.3)	79	5.1	(5.1)	325	3.0	(3.3)	94	2.8	(2.7)
毒物及び劇物取締法	3	0.0	(0.0)	1	0.1	(-)	18	0.2	(0.1)	14	0.4	(0.3)
その他	946	14.5	(13.6)	152	9.7	(7.9)	443	4.1	(3.7)	251	7.6	(5.9)
ぐ犯	63	1.0	(0.8)	44	2.8	(2.9)	...	...	...	...	...	...
施設送致申請	-	-	(-)	3	0.2	(0.4)	...	...	...	...	...	...

- (注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ・同致死傷及び強制性交等・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を、それぞれ含む。
- 2 構成比の( )内は、前年の構成比である。
- 3 8～11表参照

**(4) 保護観察期間（12表参照）**

令和3年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの保護観察期間は、第13表のとおりである。

種別ごとの保護観察期間を見ると、1号観察は、原則として保護観察処分の言渡しの日から本人が20歳に達するまでであり、20歳までの期間が2年に満たない場合は2年間であることから、保護観察期間が比較的長い者の占める比率が高くなっている。

3号観察は、仮釈放を許す旨の決定による釈放の日から残刑期間が満了するまでであり、第6表のとおり刑の執行率も比較的高い者が多いことから、執行猶予期間が保護観察の期間となる4号観察の期間等と比較して保護観察期間の短い者が多い。また、3号観察の中でも、入所度数が増加するにつれて刑の執行率も高くなる傾向があることから、入所度数が増加するに従って保護観察期間の短い者の占める比率が高くなる傾向にある。

2号観察も、少年院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の日から仮退院期間の満了するまで（通常は20歳に達するまで）であるため保護観察期間は一律ではない。

なお、ここでいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり、必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく、保護観察開始後の行状等によっては、途中で保護観察の解除、退院、仮釈放の取消し、刑の執行猶予の言渡し取消しなどの措置がとられることがある（第16表以下を参照）。



第 13 表 開始人員の保護観察期間

種 別	総 数	1月 以内	2月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	2年 以内	3年 以内	4年 以内	5年 以内	5年を 超える	無 期	
人 員	総 数	22,207	477	2,094	2,120	4,466	2,384	5,236	2,468	1,705	1,063	185	9
	1号観察	6,516	-	-	-	-	-	3,529	1,379	896	532	180	...
	2号観察	1,560	15	25	121	458	266	326	197	99	48	5	...
	SE・SA対象者以外	1,384	15	25	119	442	211	285	160	81	41	5	...
	SE・SA対象者	176	-	-	2	16	55	41	37	18	7	-	...
	3号観察	10,830	462	2,069	1,999	4,008	2,085	183	11	3	1	-	9
	一部猶予	1,090	66	259	286	328	146	1	4	-	-	-	-
	入 所 数	5,575	168	574	669	2,169	1,797	179	8	2	1	-	8
	初 度	1,650	70	428	425	604	119	3	1	-	-	-	-
	2 度	1,099	64	281	260	419	73	-	-	1	-	-	1
	3 度	2,506	160	786	645	816	96	1	2	-	-	-	-
	4度以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4号観察	3,301	-	-	-	-	33	1,198	881	707	482	...	...
	一部猶予	1,325	-	-	-	-	33	1,169	121	2	-	...	...
構 成 比 (%)	総 数	100.0	2.1	9.4	9.5	20.1	10.7	23.6	11.1	7.7	4.8	0.8	0.0
	1号観察	100.0	-	-	-	-	-	54.2	21.2	13.8	8.2	2.8	...
	2号観察	100.0	1.0	1.6	7.8	29.4	17.1	20.9	12.6	6.3	3.1	0.3	...
	SE・SA対象者以外	100.0	1.1	1.8	8.6	31.9	15.2	20.6	11.6	5.9	3.0	0.4	...
	SE・SA対象者	100.0	-	-	1.1	9.1	31.3	23.3	21.0	10.2	4.0	-	...
	3号観察	100.0	4.3	19.1	18.5	37.0	19.3	1.7	0.1	0.0	0.0	-	0.1
	一部猶予	100.0	6.1	23.8	26.2	30.1	13.4	0.1	0.4	-	-	-	-
	入 所 数	100.0	3.0	10.3	12.0	38.9	32.2	3.2	0.1	0.0	0.0	-	0.1
	初 度	100.0	4.2	25.9	25.8	36.6	7.2	0.2	0.1	-	-	-	-
	2 度	100.0	5.8	25.6	23.7	38.1	6.6	-	-	0.1	-	-	0.1
	3 度	100.0	6.4	31.4	25.7	32.6	3.8	0.0	0.1	-	-	-	-
	4度以上	100.0	-	-	-	-	1.0	36.3	26.7	21.4	14.6	...	...
	4号観察	100.0	-	-	-	-	2.5	88.2	9.1	0.2	-	...	...
	一部猶予	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	...

(注) 12 表参照

(5) 年齢 (20 表参照)

令和 3 年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの年齢層は、第 14 表のとおりである。

種別ごとに最も多い年齢層を見ると、1号観察は 18・19 歳で 54.2% (前年は 52.0%)、2号観察は 18・19 歳で 46.8% (前年は 45.2%)、3号観察は 40～49 歳で 26.7% (前年は 28.0%)、4号観察は 40～49 歳で 28.1% (前年は 26.8%) となっている。

第 14 表 開始人員の年齢層

年 齢	1号観察			2号観察		
	人員	構成比 (%)		人員	構成比 (%)	
総 数	6,516	100.0	(100.0)	1,560	100.0	(100.0)
15歳以下	712	10.9	(11.2)	54	3.5	(3.8)
16・17歳	2,275	34.9	(36.8)	299	19.2	(23.2)
18・19歳	3,529	54.2	(52.0)	730	46.8	(45.2)
20歳以上	-	-	(-)	477	30.6	(27.8)
年 齢	3号観察			4号観察		
	人員	構成比 (%)		人員	構成比 (%)	
総 数	10,830	100.0	(100.0)	3,301	100.0	(100.0)
19歳以下	-	-	(-)	1	0.0	(0.1)
20～29歳	1,489	13.7	(12.5)	660	20.0	(21.1)
30～39歳	2,501	23.1	(24.0)	759	23.0	(23.3)
40～49歳	2,896	26.7	(28.0)	928	28.1	(26.8)
50～59歳	2,167	20.0	(20.1)	568	17.2	(16.5)
60歳以上	1,777	16.4	(15.4)	385	11.7	(12.3)

(注) 1 構成比の ( ) 内は、前年の構成比である。

2 20 表参照

2 保護観察の終了

(1) 終了人員の推移等 (3～7 表、26 表参照)

令和 3 年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の終了人員 (移送を除く。以下同じ。) 総数は 27,687 人である。種別ごとに見ると、1号観察が 11,182 人 (終了人員総数の 40.4%)、2号観察が 1,808 人 (同 6.5%)、3号観察が 10,874 人 (同 39.3%)、4号観察が 3,823 人 (同 13.8%)、

5号観察が0人（同0.0%）である。また、1号観察のうち、交通短期の終了人員は3,612人（1号観察終了人員の32.3%）となっており、3号観察のうち、一部猶予の終了人員は、1,062人（3号観察終了人員の9.8%）、4号観察のうち、一部猶予の終了人員は、1,404人（4号観察終了人員の36.7%）となっている。

最近13年間の種別ごとの終了人員の推移は、第15表のとおりである。

第15表 保護観察の終了人員の推移

種 別		平成21年	22	23	24	25	26	27
人 員	総 数	50,928	48,715	47,293	46,012	43,306	41,655	40,001
	1号観察	26,928	26,090	24,969	23,678	21,680	20,785	19,578
	うち、短期	3,726	3,572	3,595	3,542	3,168	2,929	2,804
	うち、交通短期	9,818	9,538	8,902	8,064	7,347	7,003	6,365
	2号観察	4,060	4,020	3,882	3,681	3,354	3,312	3,250
	うち、SE・SA対象者	1,287	1,212	1,027	972	858	827	762
	3号観察	15,364	14,481	14,599	14,948	14,751	14,173	13,751
	うち、一部猶予	...	...	...	...	...	...	...
	4号観察	4,576	4,124	3,843	3,703	3,521	3,384	3,422
	うち、一部猶予	...	...	...	...	...	...	...
5号観察	-	-	-	2	-	1	-	
指 数	総 数	100	96	93	90	85	82	79
	1号観察	100	97	93	88	81	77	73
	うち、短期	100	96	96	95	85	79	75
	うち、交通短期	100	97	91	82	75	71	65
	2号観察	100	99	96	91	83	82	80
	うち、SE・SA対象者	100	94	80	76	67	64	59
	3号観察	100	94	95	97	96	92	90
	4号観察	100	90	84	81	77	74	75
種 別		平成28年	29	30	令和元年	2	3	構成比(%)
人 員	総 数	38,040	35,166	32,592	30,369	28,339	27,687	100.0
	1号観察	17,941	16,100	14,131	12,742	11,154	11,182	40.4
	うち、短期	2,306	1,898	1,768	1,471	1,275	1,356	4.9
	うち、交通短期	6,213	5,516	4,598	4,186	3,495	3,612	13.0
	2号観察	3,169	2,859	2,672	2,292	2,144	1,808	6.5
	うち、SE・SA対象者	680	575	478	401	343	270	1.0
	3号観察	13,506	12,876	12,388	11,881	11,437	10,874	39.3
	うち、一部猶予	-	172	359	1,148	1,243	1,062	3.8
	4号観察	3,424	3,330	3,401	3,454	3,604	3,823	13.8
	うち、一部猶予	-	-	75	412	960	1,404	5.1
5号観察	-	1	-	-	-	-	-	
指 数	総 数	75	69	64	60	56	54	...
	1号観察	67	60	52	47	41	42	...
	うち、短期	62	51	47	39	34	36	...
	うち、交通短期	63	56	47	43	36	37	...
	2号観察	78	70	66	56	53	45	...
	うち、SE・SA対象者	53	45	37	31	27	21	...
	3号観察	88	84	81	77	74	71	...
	4号観察	75	73	74	75	79	84	...

(注) 3～7表参照

(2) 保護観察の終了事由（4表、26表参照）

最近6年間の交通短期を除く保護観察終了者の種別ごとの終了事由別人員の推移は、第16表、第17表、第19表及び第20表のとおりである。

ア 1号観察

令和3年における1号観察のうち、交通短期の終了人員は3,612人であり、そのうち3,586人（99.3%）が保護観察を解除されている。これは、交通短期が集団処遇や生活状況の報告等の方法により、再非行など行状に特段の問題が認められなければ、通常3、4か月で保護観察を解除する運用がなされていることによる。

令和3年における交通短期を除く1号観察終了者7,570人の終了事由別内訳は、期間満了が1,003人（交通短期を除く1号観察終了者の13.2%）、解除が5,629人（同74.4%）、保護処分取消しが926人（同12.2%）、その他（死亡等）が12人（同0.2%）である。

なお、保護観察の解除とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに、保護観察所の長が期間途中で保護観察を終了するものであり、保護処分取消しとは、保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに、家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すものである。

第16表 交通短期保護観察を除く1号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次		総数	期間満了	解除	保護処分取消し	その他
人員	平成28年	11,728	1,161	8,884	1,672	11
	29	10,584	1,156	7,940	1,476	12
	30	9,533	1,165	7,080	1,266	22
	令和元年	8,556	1,092	6,316	1,130	18
	2	7,659	1,015	5,621	1,006	17
	3	7,570	1,003	5,629	926	12
指数	平成28年	100	100	100	100	100
	29	90	100	89	88	109
	30	81	100	80	76	200
	令和元年	73	94	71	68	164
	2	65	87	63	60	155
	3	65	86	63	55	109
構成比 (%)	平成28年	100.0	9.9	75.8	14.3	0.1
	29	100.0	10.9	75.0	13.9	0.1
	30	100.0	12.2	74.3	13.3	0.2
	令和元年	100.0	12.8	73.8	13.2	0.2
	2	100.0	13.3	73.4	13.1	0.2
	3	100.0	13.2	74.4	12.2	0.2

(注) 26表参照

イ 2号観察

令和3年における2号観察終了者1,808人の終了事由別内訳は、期間満了が1,448人（2号観察終了者の80.1%）、退院が135人（同7.5%）、戻し収容が4人（同0.2%）、保護処分取消しが213人（同11.8%）、その他（死亡等）が8人（同0.4%）である。

なお、退院とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに、地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を終了するものであり、戻し収容とは、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認められるときに、家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものである。

第 17 表 2 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次		総数	期間満了	退院	戻し収容	保護処分 取消し	その他
人 員	平成28年	3,169	2,153	536	8	461	11
	29	2,859	2,011	431	7	403	7
	30	2,672	1,925	362	5	375	5
	令和元年	2,292	1,727	255	6	299	5
	2	2,144	1,645	196	3	295	5
	3	1,808	1,448	135	4	213	8
指 数	平成28年	100	100	100	100	100	100
	29	90	93	80	88	87	64
	30	84	89	68	63	81	45
	令和元年	72	80	48	75	65	45
	2	68	76	37	38	64	45
	3	57	67	25	50	46	73
構 成 比 ( %)	平成28年	100.0	67.9	16.9	0.3	14.5	0.3
	29	100.0	70.3	15.1	0.2	14.1	0.2
	30	100.0	72.0	13.5	0.2	14.0	0.2
	令和元年	100.0	75.3	11.1	0.3	13.0	0.2
	2	100.0	76.7	9.1	0.1	13.8	0.2
	3	100.0	80.1	7.5	0.2	11.8	0.4

(注) 26 表参照

2 号観察終了者の終了事由別の少年院における処遇区分は、第 18 表のとおりである。

第 18 表 2 号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	SE・SA対象者以外		SE・SA対象者	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総数	1,538	100.0	270	100.0
期間満了	1,262	82.1	186	68.9
退院	86	5.6	49	18.1
戻し収容	4	0.3	-	-
保護処分取消し	182	11.8	31	11.5
その他	4	0.3	4	1.5

(注) 26 表参照

### ウ 3 号観察

令和 3 年における 3 号観察終了者 10,874 人の終了事由別内訳は、期間満了が 10,466 人（3 号観察終了者の 96.2%）、不定期刑終了が 0 人、仮釈放取消しが 370 人（同 3.4%）、停止中時効完成が 2 人（同 0.0%）、その他（死亡、恩赦等）が 36 人（同 0.3%）である。

なお、不定期刑終了とは、刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり、仮釈放取消しとは、保護観察中に犯罪をしたときや遵守事項を遵守しなかったときに、地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すものであり、その場合は仮釈放期間の全部について再び服役することになる。

第 19 表 3 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次		総数	期間満了	不定期刑 終了	仮釈放 取消し	停止中 時効完成	その他
人 員	平成28年	13,506	12,822	-	627	6	51
	29	12,876	12,268	-	560	5	43
	30	12,388	11,818	-	534	1	35
	令和元年	11,881	11,400	-	446	5	30
	2	11,437	10,913	-	492	2	30
	3	10,874	10,466	-	370	2	36
指 数	平成28年	100	100	-	100	100	100
	29	95	96	-	89	83	84
	30	92	92	-	85	17	69
	令和元年	88	89	-	71	83	59
	2	85	85	-	78	33	59
	3	81	82	-	59	33	71
構 成 比 (%)	平成28年	100.0	94.9	-	4.6	0.0	0.4
	29	100.0	95.3	-	4.3	0.0	0.3
	30	100.0	95.4	-	4.3	0.0	0.3
	令和元年	100.0	96.0	-	3.8	0.0	0.3
	2	100.0	95.4	-	4.3	0.0	0.3
	3	100.0	96.2	-	3.4	0.0	0.3

(注) 26 表参照

エ 4 号観察

令和 3 年における 4 号観察終了者 3,823 人の終了事由別内訳は、期間満了が 2,803 人（4 号観察終了者の 73.3%）、刑の執行猶予の取消しが 921 人（同 24.1%）、その他（死亡等）が 99 人（同 2.6%）である。

なお、刑の執行猶予の取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守せずその情状が重いつき（4 号観察のうち、一部猶予については、犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったとき）に、裁判所が刑の執行猶予の言渡しを取り消すものである。令和 3 年中に刑の執行猶予の取消しにより保護観察を終了した 921 人の取消事由別の内訳は、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 775 人（刑の執行猶予の取消しによる終了人員の 84.1%）、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったことによるもの（保護観察中に更に罪を犯したが、その犯罪について捜査中、公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。）が 139 人（同 15.1%）、保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 7 人（同 0.8%）である。

第 20 表 4 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次		総数	期間満了	刑の執行猶予 の取消し	その他
人 員	平成28年	3,424	2,454	849	121
	29	3,330	2,414	825	91
	30	3,401	2,533	749	119
	令和元年	3,454	2,493	871	90
	2	3,604	2,595	909	100
	3	3,823	2,803	921	99
指 数	平成28年	100	100	100	100
	29	97	98	97	75
	30	99	103	88	98
	令和元年	101	102	103	74
	2	105	106	107	83
	3	112	114	108	82
構 成 比 (%)	平成28年	100.0	71.7	24.8	3.5
	29	100.0	72.5	24.8	2.7
	30	100.0	74.5	22.0	3.5
	令和元年	100.0	72.2	25.2	2.6
	2	100.0	72.0	25.2	2.8
	3	100.0	73.3	24.1	2.6

(注) 26 表参照

### 3 保護観察の係属（3～7表参照）

#### (1) 年末現在保護観察中の人員の推移

最近13年間の種別ごとの年末現在保護観察中の人員の推移は、第21表のとおりである。

第21表 年末現在保護観察中の人員の推移

種 別		平成年21	22	23	24	25	26	27
人 員	総 数	46,089	44,906	42,803	40,837	39,652	37,990	36,098
	1号観察	22,645	22,061	20,662	19,533	18,663	17,480	16,107
	うち、短期	2,225	2,318	2,278	2,029	1,855	1,797	1,473
	うち、交通短期	3,428	3,373	2,745	2,492	2,470	2,168	2,137
	2号観察	5,259	5,117	4,835	4,573	4,645	4,454	4,077
	うち、SE・SA対象者	1,838	1,641	1,521	1,445	1,343	1,211	1,052
	3号観察	5,981	5,967	5,988	5,740	5,614	5,364	5,184
	うち、一部猶予	…	…	…	…	…	…	…
	4号観察	12,204	11,761	11,318	10,991	10,730	10,692	10,730
	うち、一部猶予	…	…	…	…	…	…	…
5号観察	-	-	-	-	-	-	-	
指 数	総 数	100	97	93	89	86	82	78
	1号観察	100	97	91	86	82	77	71
	うち、短期	100	104	102	91	83	81	66
	うち、交通短期	100	98	80	73	72	63	62
	2号観察	100	97	92	87	88	85	78
	うち、SE・SA対象者	100	89	83	79	73	66	57
	3号観察	100	100	100	96	94	90	87
	4号観察	100	96	93	90	88	88	88

  

種 別		平成28年	29	30	令和元年	2	3	構成比(%)
人 員	総 数	33,392	30,770	29,019	27,832	26,707	24,645	100.0
	1号観察	14,464	12,833	11,645	10,727	10,315	9,063	36.8
	うち、短期	1,196	1,138	950	850	910	659	2.7
	うち、交通短期	1,905	1,597	1,433	1,273	1,290	1,094	4.4
	2号観察	3,650	3,262	2,736	2,496	2,044	1,797	7.3
	うち、SE・SA対象者	851	698	582	496	391	298	1.2
	3号観察	4,935	4,820	4,731	4,490	4,249	4,205	17.1
	うち、一部猶予	-	111	312	362	320	348	1.4
4号観察	10,343	9,855	9,907	10,119	10,099	9,580	38.9	
うち、一部猶予	-	248	1,146	2,150	2,688	2,608	10.6	
5号観察	-	-	-	-	-	-	-	
指 数	総 数	72	67	63	60	58	53	…
	1号観察	64	57	51	47	46	40	…
	うち、短期	54	51	43	38	41	30	…
	うち、交通短期	56	47	42	37	38	32	…
	2号観察	69	62	52	47	39	34	…
	うち、SE・SA対象者	46	38	32	27	21	16	…
	3号観察	83	81	79	75	71	70	…
4号観察	85	81	81	83	83	78	…	

(注) 3～7表参照

#### (2) 保護観察中の者の状態別人員

令和3年末現在保護観察中の者の種別ごとの状態別人員は、第22表のとおりである。

1号観察の一時解除とは、保護観察所の長がその者の改善更生に資すると認めるときに、期間を定めて、保護観察を一時的に解除するものである。4号観察の仮解除とは、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができることを認めるときに、地方更生保護委員会が、保護観察所の長の申出に基づき、決定をもって行うものである。なお、仮解除は保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないが、解除や退院と異なり、仮解除中の行状によっては、必要があれば再び保護観察を開始することができる。また、身柄拘束とは、保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態である。

3号観察において所在不明の者の比率が高いのは、その他の種別については、所在不明のまま当初に定められた保護観察期間が経過すれば保護観察は終了するのに対し、3号観察は、法に基づき、保護観察中に所在不明となったときに、所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間、刑期の進行を止めて所在調査を継続するためである。

第22表 令和3年末現在保護観察中の者の状態別人員

種別	総数	対前年比 (%)	保護観察実施中	一時解除	仮解除	所在不明	身柄拘束	
人員	総数	24,645	-7.7	23,825	1	57	215	547
	1号観察	9,063	-12.1	8,887	1	...	36	139
	2号観察	1,797	-12.1	1,743	...	...	10	44
	3号観察	4,205	-1.0	4,091	...	...	89	25
	4号観察	9,580	-5.1	9,104	...	57	80	339
構成比 (%)	総数	100.0	...	96.7	0.0	0.2	0.9	2.2
	1号観察	100.0	...	98.1	0.0	...	0.4	1.5
	2号観察	100.0	...	97.0	...	...	0.6	2.4
	3号観察	100.0	...	97.3	...	...	2.1	0.6
	4号観察	100.0	...	95.0	...	0.6	0.8	3.5

(注) 3～7表参照

4 保護観察中の犯罪・非行 (31表、44表参照)

令和3年における交通短期を除く保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分に付された者(以下その比率を「再処分率」という。)は、第23表のとおりである(なお、仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者については、26表を参照)。

再処分率の種別ごとの内訳を見ると、4号観察が24.9%(前年は25.9%)、2号観察が17.5%(同19.5%)、1号観察が16.1%(同16.3%)、3号観察が0.3%(同0.3%)の順となっている。

保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者について、種別ごとの処分の構成比を見ると、1号観察では少年院に送致された者が45.1%、再び1号観察に付された者が39.0%、罰金に処せられた者が7.9%、2号観察では再び少年院に送致された者が67.7%、1号観察に付された者が28.5%、3号観察では懲役又は禁錮の全部実刑に処せられた者が25.0%、罰金に処せられた者が36.1%、4号観察では懲役又は禁錮の全部実刑に処せられた者が77.3%、罰金に処せられた者が10.0%となっている。

第23表 保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

種別	保護観察終了者 (A)	保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者										再処分率 (B) / (A) × 100	
		計 (B)	懲役・禁錮			少年院送致	1号観察	罰金	拘留・科料	起訴猶予	その他		
			全部実刑	一部猶予	全部猶予								
人員	総数	24,075	2,524	760	41	71	764	565	215	3	102	3	10.5
	1号観察	7,570	1,219	14	-	68	550	475	96	1	13	2	16.1
	2号観察	1,808	316	-	-	1	214	90	11	-	-	-	17.5
	3号観察	10,874	36	9	1	-	...	...	13	-	13	-	0.3
	4号観察	3,823	953	737	40	2	...	...	95	2	76	1	24.9
構成比 (%)	総数	...	100.0	30.1	1.6	2.8	30.3	22.4	8.5	0.1	4.0	0.1	...
	1号観察	...	100.0	1.1	-	5.6	45.1	39.0	7.9	0.1	1.1	0.2	...
	2号観察	...	100.0	-	-	0.3	67.7	28.5	3.5	-	-	-	...
	3号観察	...	100.0	25.0	2.8	-	...	...	36.1	-	36.1	-	...
	4号観察	...	100.0	77.3	4.2	0.2	...	...	10.0	0.2	8.0	0.1	...

(注) 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含めていない。

2 44表参照

令和3年における交通短期保護観察を除く保護観察終了者の種別ごとの保護観察開始時の罪名・非行名別の再処分率は、第24表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1号観察では、暴力行為等処罰に関する法律（23.8%）、窃盗（22.4%）、2号観察では、毒物及び劇物取締法（100.0%）、ぐ犯（25.0%）の順で再処分率が高くなっている。3号観察では、他の種別に比べて再処分率は全般に低率である。4号観察では、他の種別と比較して再処分率は全般に高率であり、恐喝（33.3%）、窃盗（31.4%）の順で再処分率が高くなっている。

**第24表 保護観察終了者の開始時罪名・非行名別再処分率**

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総数	7,570	16.1	1,808	17.5	10,874	0.3	3,823	24.9
刑法犯	5,233	17.8	1,430	18.2	6,882	0.4	1,804	26.4
強制わいせつ・強制性交等	257	6.6	87	11.5	309	0.3	190	18.9
殺人	5	-	6	16.7	137	0.7	25	12.0
傷害	1,102	19.2	350	20.6	388	0.5	225	22.2
業務上過失致死傷	492	7.1	29	13.8	208	-	47	12.8
窃盗	2,150	22.4	556	22.8	3,603	0.3	843	31.4
強盗	63	12.7	92	12.0	358	0.8	53	24.5
詐欺	248	11.3	156	7.7	1,262	0.3	116	20.7
恐喝	193	18.1	72	12.5	53	-	12	33.3
暴力行為等処罰に関する法律	42	23.8	7	14.3	23	-	20	20.0
その他	681	15.6	75	17.3	541	0.7	273	26.0
特別法犯	2,275	12.0	314	13.1	3,992	0.3	2,019	23.6
覚醒剤取締法	17	17.6	47	12.8	3,201	0.3	1,610	25.2
道路交通法	1,304	12.3	108	19.4	325	-	140	17.9
毒物及び劇物取締法	-	-	1	100.0	18	-	13	30.8
その他	954	11.5	158	8.2	448	0.4	256	16.4
ぐ犯	62	21.0	60	25.0	...	...	...	...
施設送致申請	-	-	4	-	...	...	...	...

(注) 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含まない。ただし、起訴猶予処分を受けた者はこれに含む。

2 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ・同致死傷及び強制性交等・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を、それぞれ含む。

3 31表、44表参照

## 5 生活環境の調整の実施状況（54～56表参照）

令和3年において、全国の保護観察所で行った収容中の者に対する生活環境調整の開始及び終了人員は、第25表のとおりである。

開始人員（身上調査書等の受理、地方更生保護委員会からの生活環境の調整の求めを受けて開始した者又は要調整事項等通知書の送付を受けて開始した者の延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。以下同じ。）の総数は34,053人であり、前年に比べ160人（0.5%）増加している。内訳を見ると、受刑者が31,849人で509人（1.6%）増加し、少年院在院者は2,204人で349人（13.7%）減少し、婦人補導院在院者は0人（前年0人）となっている。

終了人員（少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。）は35,158人であり、前年に比べ1,201人（3.3%）減少している。内訳を見ると、受刑者が32,715人で前年に比べ1,048人（3.1%）減少し、少年院在院者は2,443人で前年に比べ153人（5.9%）減少している。婦人補導院在院者は0人（前年0人）である。



また、少年院における SE・SA 対象者と SE・SA 対象者以外との間の移行が 0 人であり、更生保護法第 83 条に基づく 4 号観察言渡し後確定前の者に対する生活環境の調整の開始人員が 45 人、少年法第 24 条第 2 項に基づく 1 号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が 218 人である。

第 25 表 収容中の生活環境調整の開始及び終了人員

種 別	前年から繰越し	開 始 等					終 了 等			年末現在継続中
		総 数	身 上 調 査 書	求生活 環境調整	要調整 事項等 通知書	SE・SA対象者又は SE・SA対象以外 から移行	総 数	終 了	SE・SA対象者又は SE・SA対象以外 に移行	
総 数	39,426	34,053	33,226	29	798	-	35,158	35,158	-	38,321
受 刑 者	37,702	31,849	31,037	29	783	...	32,715	32,715	...	36,836
少年院・婦人補導院在院者	1,724	2,204	2,189	-	15	-	2,443	2,443	-	1,485

(注) 54～56 表参照

## 6 補導援護・応急の救護及び更生緊急保護の実施状況

### (1) 更生緊急保護の申出人員 (57 表参照)

令和 3 年において、全国の保護観察所で更生緊急保護の申出を受けた人員の総数は 7,556 人であり、前年に比べ 631 人(7.7%)減少している。内訳を見ると、刑の執行終了が 5,212 人(前年比 391 人(7.0%)減)、刑の執行免除が 1 人(同 1 人増)、刑の執行猶予が 932 人(同 40 人(4.1%)減)、起訴猶予が 848 人(同 140 人(14.2%)減)、罰金・科料が 389 人(同 54 人(12.2%)減)、労役場出場者・仮出場者が 139 人(同 10 人(6.7%)減)、少年院退院者・仮退院者が 35 人(同 3 人(9.4%)増)となっている。

### (2) 自庁保護の実施状況 (58 表参照)

最近 6 年間の自庁保護実施人員(全国の保護観察所が直接、補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員)の推移は、第 26 表のとおりである。

令和 3 年において、自庁保護実施人員の総数は 9,901 人であり、前年に比べ 559 人(5.3%)減少している。内訳を見ると、補導援護・応急の救護が 4,839 人(実施人員総数の 48.9%)で前年に比べ 44 人(0.9%)減少しており、更生緊急保護が 5,062 人(実施人員総数の 51.1%)で前年に比べ 515 人(9.2%)減少している。

第 26 表 自庁保護実施人員の推移

種 別	平成28年	29	30	令和元年	2	3	構成比(%)
人員							
総 数	13,819	13,425	12,908	12,206	10,460	9,901	100.0
補導援護・応急の救護	6,156	5,823	5,644	5,302	4,883	4,839	48.9
更生緊急保護	7,663	7,602	7,264	6,904	5,577	5,062	51.1
指数							
総 数	100	97	93	88	76	72	...
補導援護・応急の救護	100	95	92	86	79	79	...
更生緊急保護	100	99	95	90	73	66	...

(注) 1 1 人について 2 以上の措置を実施した場合は延べ人員で計上している。

2 58 表参照

補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の措置別内訳を見ると、宿泊が 34 人(前年比 1 人(2.9%)減)、食事給与が 377 人(同 66 人(14.9%)減)、衣料給与が 1,164 人(同 47 人(3.9%)減)、医療援助が 14 人(同 7 人(100.0%)増)、旅費給与が 337 人(同 73 人(17.8%)減)、一時保護事業を営む者へのあっせんが 2,272 人(同 231 人(9.2%)減)となっている。

なお、同一人に対する 2 以上の保護の措置は、措置別にそれぞれ計上されている。

**(3) 委託保護の実施状況（59表、65表、67表参照）**

最近6年間の委託保護実施人員の推移は、第27表のとおりである。

令和3年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の実施人員の総数は10,397人であり、前年に比べ425人（3.9%）減少している。このうち、前年から引き続いて実施した人員は1,904人（総数の18.3%）であり、令和3年に新たに開始した人員は8,493人（同81.7%）である。また、新たに開始した者について、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が6,912人、それ以外への委託が1,581人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が4,301人、更生緊急保護が2,611人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が509人、更生緊急保護が1,072人である。

また、令和3年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の終了人員の総数は8,554人で、前年に比べ364人（4.1%）減少している。委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が6,958人、それ以外への委託が1,596人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が4,327人、更生緊急保護が2,631人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が511人、更生緊急保護が1,085人である。

**第27表 委託保護実施人員の推移**

種別	平成28年	29	30	令和元年	2	3	構成比(%)	
人員	総数	11,644	10,882	11,263	11,696	10,822	10,397	100.0
	補導援護・応急の救護	6,555	6,170	6,276	6,494	6,227	6,009	57.8
	更生緊急保護	5,089	4,712	4,987	5,202	4,595	4,388	42.2
指数	総数	100	93	97	100	93	89	...
	補導援護・応急の救護	100	94	96	99	95	92	...
	更生緊急保護	100	93	98	102	90	86	...

(注) 59表参照

この宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者3,716人の区分別の宿泊保護日数は、第28表のとおりである。

**第28表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の宿泊保護日数**

終了者区分	総数	5日以内	10日以内	20日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	
人員	総数	3,716	364	204	399	248	555	491	1,455
	刑の執行終了者	2,366	232	131	195	180	381	337	910
	刑の執行猶予者	519	56	27	149	13	53	46	175
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-	-	-
	起訴猶予者	523	38	33	35	39	75	61	242
	罰金受刑者・科料受刑者	221	25	9	12	13	36	34	92
	労役場出場者・仮出場者	63	10	3	5	2	8	10	25
	少年院退院者・仮退院者	24	3	1	3	1	2	3	11
比	総数	100.0	9.8	5.5	10.7	6.7	14.9	13.2	39.2
	刑の執行終了者	100.0	9.8	5.5	8.2	7.6	16.1	14.2	38.5
	刑の執行猶予者	100.0	10.8	5.2	28.7	2.5	10.2	8.9	33.7
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-	-	-
	起訴猶予者	100.0	7.3	6.3	6.7	7.5	14.3	11.7	46.3
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	11.3	4.1	5.4	5.9	16.3	15.4	41.6
	労役場出場者・仮出場者	100.0	15.9	4.8	7.9	3.2	12.7	15.9	39.7
	少年院退院者・仮退院者	100.0	12.5	4.2	12.5	4.2	8.3	12.5	45.8

(注) 67表参照

宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者3,716人の入所事由は第29表のとおりである。入所事由の内訳を見ると、頼るべき親族なしが全体の78.0%、次に、親族と同居を望まざが9.1%、親族が引受けを拒否が9.0%の順となっている。

第 29 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の入所事由

終了者区分		総数	頼るべき親族なし	親族が引受けを拒否	親族と同居を望まず	生活訓練を受けるため	その他
人 員	総数	3,716	2,897	336	337	59	87
	刑の執行終了者	2,366	1,828	210	230	40	58
	刑の執行猶予者	519	404	55	36	8	16
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-
	起訴猶予者	523	421	41	46	6	9
	罰金受刑者・科料受刑者	221	178	19	17	5	2
	労役場出場者・仮出場者	63	55	2	4	-	2
	少年院退院者・仮退院者	24	11	9	4	-	-
	構成比	100.0	78.0	9.0	9.1	1.6	2.3
	(%)	100.0	77.3	8.9	9.7	1.7	2.5
	100.0	77.8	10.6	6.9	1.5	3.1	
	-	-	-	-	-	-	
	100.0	80.5	7.8	8.8	1.1	1.7	
	100.0	80.5	8.6	7.7	2.3	0.9	
	100.0	87.3	3.2	6.3	-	3.2	
	100.0	45.8	37.5	16.7	-	-	

(注) 65 表参照

令和 3 年末現在委託保護中の人員の総数は 1,843 人で、前年に比べ 61 人 (3.2%) 減少しており、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 1,506 人、それ以外への委託が 337 人となっている。また、更生保護施設委託 (1,506 人) のうち、補導援護・応急の救護が 1,043 人 (構成比 69.3%) 更生緊急保護が 463 人 (同 30.7%) となっている。

## 7 生活環境調査事件、生活環境調整事件及び精神保健観察事件の処理状況

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (平成 15 年法律第 110 号) 第 19 条の規定により保護観察所において処理する生活環境調査、生活環境調整及び精神保健観察の各事件について、同法が施行された平成 17 年 7 月 15 日から令和 3 年末までの処理状況の推移は、第 30 表から第 32 表までのとおりである。

第 30 表 生活環境調査事件の処理状況の推移

年次	開始件数		終結件数		年末現在係属件数	
平成17年	131	(-)	75	(-)	56	(-)
18	378	(12)	359	(9)	75	(3)
19	449	(9)	432	(11)	92	(1)
20	398	(9)	410	(8)	80	(2)
21	315	(9)	330	(9)	65	(2)
22	389	(17)	382	(15)	72	(4)
23	431	(16)	413	(19)	90	(1)
24	375	(20)	403	(19)	62	(2)
25	396	(8)	387	(8)	71	(2)
26	367	(11)	368	(13)	70	(-)
27	339	(13)	351	(10)	58	(3)
28	362	(11)	353	(13)	67	(1)
29	388	(21)	372	(20)	83	(2)
30	308	(15)	335	(13)	56	(4)
令和元年	299	(8)	294	(11)	61	(1)
2	336	(11)	321	(12)	76	(-)
3	315	(8)	311	(4)	80	(4)
累計	5,976	(198)	5,896	(194)		

(注) 1 平成 17 年は、7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。

2 ( ) 内の数は、医療観察法第 33 条第 1 項以外の申立てに係る件数であり、内数である。

第 31 表 生活環境調整事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	47	(-)	47
18	191	32	206
19	253	99	360
20	259	145	474
21	210	215	469
22	246	186	529
23	280	167	642
24	263	237	668
25	276	202	742
26	267	239	770
27	261	303	728
28	243	246	725
29	277	246	756
30	246	264	738
令和元年	223	206	755
2	239	201	793
3	249	226	816
累 計	4,030	3,214	

- (注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。  
 2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

第 32 表 精神保健観察事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	19 <->	- <->	19 <->
18	108 <28>	5 <->	122 <28>
19	148 <73>	23 <5>	247 <96>
20	175 <114>	58 <17>	364 <193>
21	217 <166>	116 <37>	465 <322>
22	213 <151>	154 <85>	524 <388>
23	180 <140>	174 <119>	530 <409>
24	226 <188>	206 <162>	550 <435>
25	203 <165>	197 <144>	556 <456>
26	234 <203>	200 <151>	590 <508>
27	287 <254>	210 <173>	667 <589>
28	239 <204>	220 <183>	686 <610>
29	236 <205>	257 <222>	665 <593>
30	257 <232>	266 <238>	656 <587>
令和元年	200 <177>	235 <201>	621 <563>
2	202 <169>	247 <220>	576 <512>
3	211 <187>	231 <206>	556 <493>
累 計	3,355 <2,656>	2,799 <2,163>	

- (注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。  
 2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。  
 3 < > 内の数は、開始件数においては退院許可決定による件数、それ以外においては退院許可決定により開始された件数であり、内数である。

## Ⅲ 恩赦

### 1 常時恩赦の受理人員

令和3年において、常時恩赦の受理人員総数は89人で、前年に比べ87人（49.4%）減少している。受理人員の内訳は、第33表のとおりであり、旧受人員（前年からの繰越人員）が58人、新受人員が31人となっている。また、新受人員の上申庁別内訳は、保護観察所からが11人（前年17人）、刑事施設からが15人（同63人）、検察庁からが5人（同15人）となっている。

なお、恩赦には常時恩赦のほかに、内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦（常時恩赦及び特別基準恩赦は、ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。）及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

**第33表 常時恩赦の受理人員**

上申庁等	人員	対前年比 (%)	構成比 (%)
総数	89	-49.4	100.0
旧受	58	-28.4	65.2
新受	31	-67.4	34.8
保護観察所	11	-35.3	12.4
刑事施設	15	-76.2	16.9
検察庁	5	-66.7	5.6

（注） Ⅲ 恩赦（以下記載を省略。）の1表参照

### 2 常時恩赦の既済状況

令和3年において、常時恩赦の上申庁別既済状況を見ると、第34表のとおりである。

既済人員の総数は56人で、前年に比べると62人（52.5%）減少している。これを既済事由別に見ると、恩赦相当が10人（既済人員総数の17.9%）、恩赦不相当が46人（同82.1%）となっている。

**第34表 常時恩赦の既済状況**

上申庁	総数	相 当					不相当	その他
		計	特赦	減刑	刑の執行の免除	復権		
総数	56	10	-	-	1	9	46	-
人員								
保護観察所	12	7	-	-	-	7	5	-
刑事施設	38	-	-	-	-	-	38	-
検察庁	6	3	-	-	1	2	3	-
構成比 (%)								
総数	100.0	17.9	-	-	1.8	16.1	82.1	-
保護観察所	100.0	58.3	-	-	-	58.3	41.7	-
刑事施設	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-
検察庁	100.0	50.0	-	-	16.7	33.3	50.0	-

（注） 1表参照